芦屋町任期付職員募集案内
（総合体育館機能回復訓練室トレーナー）

令和８年１１月

芦屋町任期付職員を、以下のとおり募集します。

１．募集職種、採用予定人数、職務内容

募集職種	採用予定人数	職務内容
トレーナー	２人	芦屋町総合体育館トレーニング室の受付、管理・運営に関する業務、トレーニングの指導、教育委員会主催事業の業務補助など

２．受験資格

次のいずれかに該当する人
・トレーニングに関する仕事に勤務経験がある人
・大学等でトレーニングに関する分野を専攻した人
・トレーニングに関する資格を有する人

（注）次のいずれかに該当する人は受験できません

〇地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人
・成年被後見人又は被保佐人(民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む)
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・芦屋町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

３．申込手続

申込方法	**持参または郵送**
受付場所	**芦屋町役場　総務課人事係　（庁舎２階）**
受付期間	**令和８年１１月２４日（火）から１２月７日（月）まで** **［持参］受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日曜日、祝日を除く）** **［郵送］１２月７日（月）午後５時１５分必着** ※簡易書留で送付してください。
提出書類	**芦屋町任期付職員採用試験申込書**　（所定の様式）
	※一旦提出された書類は返却できません。 ※記載された個人情報は、採用試験以外の目的で使用することはありません。

４．試験の方法、会場

内容	個別面接 ※応募者多数の場合は、あらかじめ書類選考を実施したうえで 面接試験を実施します。
日時	調整のうえ実施（受験申込締切後に日程調整の連絡をします）
会場	芦屋町役場　　福岡県遠賀郡芦屋町幸町２番２０号

５．給与等

（１）給与（令和８年４月１日現在）

芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により、給料（基本賃金）及び諸手当を支給します。

給料月額　２０６，９６０円

※給与改定等があった場合には金額が変更になる場合があります。

※給料の他に、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等があります。

（２）勤務時間、休暇 等

○勤務時間…Ａ午前９時～午後５時　休憩１時間（７時間勤務）

Ｂ午前９時４５分～午後３時４５分　休憩３０分（５時間３０分勤務）

Ｃ午後３時１５分～午後９時１５分　休憩３０分（５時間３０分勤務）

○勤務形態…勤務表により、Ａ・Ｂ・Ｃ交代勤務（土・日・祝日勤務あり）

※１週間あたり３１時間勤務

※休室日…月曜日（祝日の場合は開室、翌日休室）、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

○勤務場所…芦屋町総合体育館トレーニング室

○休暇…年次有給休暇、特別休暇（夏期、出産、育児、子の看護、慶弔 等）、病気休暇 等

○社会保険…健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

６．採用日、任用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※勤務成績等により任期更新があり、最長で令和１４年３月３１日まで

【問い合わせ・申込書提出先】
芦屋町役場　総務課人事係
〒807－0198　福岡県遠賀郡芦屋町幸町２番２０号
☎（093)223-3574（直通）
ホームページURL　http://www.town.ashiya.lg.jp